

みやぎきの木造化・木質化相談窓口実施要領

（目的）

第1条 この要領は、脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律（以下「法」という。）及び宮崎県木材利用促進条例を踏まえ、県産木材等を利用した建築物の整備を行う者に対して、企画から、計画、設計、施工、維持管理の各段階における課題解決のための技術的助言や木材関連の情報を提供することにより、建築物における木材の利用を促進するため、宮崎県木材利用技術センターに設置するみやぎきの木造化・木質化相談窓口（以下「相談窓口」という。）の実施について必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）県産木材 県内で生産され、又は加工された木材をいう。
- （2）木材産業事業者 木材の加工又は流通の事業を行う者をいう。
- （3）公共建築物 法第2条第2項に掲げる建築物をいう。

（相談窓口の対象）

第3条 相談窓口の対象は、次のとおりとする。ただし、宮崎県木材利用技術センター所長（以下「センター所長」という。）が認める場合は、この限りでない。

- （1）利用対象者
 - ア 県内において対象建築物の木造化や内装等木質化を検討している者
 - イ 県産木材を利用しようとする者
 - ウ ア及びイに係る設計者、施工者及び木材産業事業者
- （2）対象建築物
 - ア 公共建築物
 - イ 民間建築物（戸建て住宅を除く。）
- （3）対象工事
 - ア 新築、増築又は改修工事（木造に限る。）
 - イ 内装等木質化工事
- （4）相談内容
 - ア 建築物の木造化や内装等木質化の検討に関する事
 - イ 木造の工法選定等設計手法に関する事
 - ウ 木造建築物の法令等に関する事
 - エ 木材や木製品の調達等に関する事
 - オ 融資・補助制度に関する事
 - カ その他、建築物の木造化や内装等木質化に関する事

（相談手続き）

第4条 相談窓口の利用を希望する者（以下「相談者」という。）は、別に定める相談窓口フォーム等により、センター所長に申請する。

- 2 センター所長は、相談者からの相談を受理したとき、その内容に応じて、みやぎ木の建築推進協議会（以下「協議会」という。）と事前に協議を行い、その対応を依頼するものとする。
- 3 センター所長は、相談対応の依頼に当たっては、必要に応じて、相談内容の確認及び協議会への情報提供の承諾など、相談者及び協議会との連絡調整を行うものとする。

（相談への対応）

第5条 原則として、センター所長から依頼を受けた協議会が、相談に対応するものとする。

- 2 協議会は、必要に応じて、センター所長に協力を求めることができるものとし、センター所長が直接、相談者に回答ができるものとする。
- 3 協議会は、相談者に回答後、回答した内容をセンター所長に報告するものとする。

(秘密の保持)

第6条 協議会は、その業務の遂行上知り得た秘密を第三者に漏らし、又は不当な目的で使用してはならない。

(情報の取扱)

第7条 センター所長は、木造化・木質化促進を広く一般に紹介するため、個人情報を除く相談内容等に関する情報を活用し、公開することができる。

(その他)

第8条 この要領に定めるもののほか、相談窓口の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、令和4年3月2日から施行する。

附 則

この改正は、令和8年6月12日から施行する。